

学校法人千代学園 みやじま幼稚園 運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

第1条 本園は、教育基本法の精神に則り、学校基本法に従い幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。

2 本園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年焼津市条例第17号）その他の関係法令を遵守して運営する。

(名称及び所在地)

第2条 学校法人千代学園が設置する幼稚園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みやじま幼稚園
- (2) 所在地 焼津市三ヶ名字宮嶋807番の1

(提供する教育の内容)

第3条 本園は、幼稚園教育要領等を踏まえ、園児の心身の状況等に応じて教育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本園に置く職員の職種、及び職務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 園長 1名
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。
- (2) 副園長又は教頭 1名以上
副園長又は教頭は、園長を助け、その命を受けて園務をつかさどる。また、園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
- (3) 主幹教諭（主任） 1名以上を置くことができる
主幹保育教諭は、園長及び副園長又は教頭を助け、その命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
- (4) 指導教諭（学年主任）を置くことができる
指導教諭は、教育保育内容について教諭の指導にあたり、園内教育保育の円滑な推進にあたる。
- (5) 教諭 9名以上
教諭は、教育及び保育をつかさどり、教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (6) 保育助手 1名以上を置くことができる
保育助手は、教育及び保育をつかさどり、教諭の業務を補佐し、保育の円滑な運営に寄与する業務を行う。
- (7) 事務長 1名を置くことができる
事務長は、事務及び園の諸用務に従事するとともに、事務職員を監督する。
- (8) 事務職員 1名以上
事務職員は、事務及び園の諸用務に従事する。
- (9) 運転手 1名以上

運転手は、園バスの運転及び園の諸用務に従事する。

(10) 園医他

園医 1 名、園歯科医 1 名、園薬剤師 1 名を置く。また、園眼科医 1 名を置くことができる。

(学年及び学期)

第5条 本園の学年及び学期は、次のとおりとする。

- (1) 学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- (2) 学期は次の 3 学期とする。
 - ① 第 1 学期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
 - ② 第 2 学期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
 - ③ 第 3 学期 翌年 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(開園時間)

第6条 本園の開園時間は、午前 8 時から午後 6 時までとする。

(教育を行う日及び行わない日)

第7条 本園において、教育を行う日は、月曜日から金曜日までとする。

2 本園において、教育を行わない日は、次のとおりとする。ただし、園長が必要であると認める場合は、教育を行わない日を変更することができるものとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (2) 日曜日・土曜日
- (3) 夏期 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (4) 冬期 12 月 25 日から 1 月 7 日まで
- (5) 春期 3 月 21 日から 4 月 5 日まで
- (6) その他、園長が別に定める日

(教育を行う時間)

第8条 本園において、通常の教育を行う時間は、平日の午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分までの 5 時間とする。ただし、季節、行事や教員研修等により変更することがある。

2 教育・保育教育課程及び授業日数は、幼稚園教育要領の基準によって園長が定める。

3 前 1 項に掲げる時間以外の時間において、保護者の希望により預かりが必要な場合は、教育時間終了後から午後 6 時までの範囲内で、預かり保育を行うものとする。

(利用者負担その他の費用等)

第9条 本園においては、焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 1 項の規定により、保護者から園児の居住する市町村が定める額の保育料の支払を受けるものとする。

2 本園においては、焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 3 項の規定により、本園の教育の質の向上を図るため、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を保護者から受けるものとし、その目的、支払を受ける時期は同表のとおりとする。

費 用	金 額	目 的	支払を受ける時期
施設費（施設設備資金）	2 0 0 0 円 （月額）	教育施設設備の維持・向上	基本、毎月 7 日に口座振替。残高不足の場合は 15 日に再口座振替
入園受入準備費	3 0 0 0 0 円 （入園願書受付時）	入園に向けての諸環境整備	入園願書受付時

- 3 本園においては、前 2 項に掲げるもののほか、次の表に掲げる費用について、同表に定める額の支払を利用保護者から受け取るものとする。

区 分	金 額
預かり保育代	① 通常保育（午後 2 時 3 0 分降園）の場合 午後 3 時までは無料。 利用開始時に 1 0 0 円加算し、以降 1 0 0 円／3 0 分。 ② 通常保育（午後 2 時 3 0 分降園）以外の場合 午前保育のときは午後 2 時 3 0 分まで 3 0 0 円、午後保育のときは午後 2 時 3 0 分まで 2 0 0 円に割引。午後 2 時 3 0 分以降は 1 0 0 円／3 0 分。 なお、教員研修日などで午前保育のときは午後 2 時 3 0 分まで 2 0 0 円、以降 5 0 円／3 0 分に割引。 ③ 一日預かり保育（午前 8 時～午後 6 時まで）の場合 1 0 0 円／時に割引（最高 1 1 0 0 円）。 ④ おやつ代は利用料に含む。 ⑤ 月額合計額が 8 4 0 0 円を超える場合は、上限の 8 4 0 0 円を徴収。

- 4 本園においては、焼津市特定教育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 13 条第 4 項の規定により、次のとおり実費を徴収する。

区 分	金 額	支払を受ける時期
給食費	① 副食費無償化非対象者 ＜4 月～2 月＞月額 4 9 6 0 円程度 （1 食 4 0 0 円程度） ② 副食費無償化対象者 ＜4 月～2 月＞月額 2 1 7 0 円程度 （1 食 1 7 5 円程度） ③ ＜3 月＞ 月額は、最終的な年間の総給食数を決定し上記①及び②の金額を加減調整する。 （1 食は上記①、②と同額）	基本、毎月 7 日に口座振替。残高不足の場合は 15 日に再口座振替
小魚代	月額 2 0 0 円	〃
肝油代	月額 2 4 0 円	〃
教材費（教材料）	月額 6 0 0 円	〃
絵本代	① 満 3 歳児：月額 4 4 0 円程度 ② 3 歳 児：月額 4 6 0 円程度 ③ 4 歳 児：月額 4 9 0 円程度 ④ 5 歳 児：月額 7 2 0 円程度	〃

通園バス協力費 (利用者のみ)	① 往 復：月額2700円 ② 片 道：月額1900円	基本、5月、10月、1月に4ヶ月分を纏めて徴収
保育用品代 (個人用非常食 保護者負担分等 含む)	① 満3歳児(新入)：11000円程度 ② 3 歳 児(新入)：15100円程度 ③ 3 歳 児(進級)： 9000円程度 ④ 4 歳 児(新入)：15900円程度 ⑤ 4 歳 児(進級)： 9000円程度 ⑥ 5 歳 児(新入)：19000円程度 ⑦ 5 歳 児(進級)：12200円程度	前年度の1月
園児傷害保険の 保護者負担分	2000円	〃
洋品・ランドセル等の用品代	一式 18300円程度	〃
水遊び保育代 (希望者のみ)	① 5歳児以外 5日間：3900円程度 ② 〃 10日間：7400円程度 ③ 5 歳 児 5日間：4600円程度 ④ 〃 10日間：8800円程度 ⑤ バス協力費は別途 900円～1700円程度	6月頃
遠足等の行事代	遠足の行先や行事の内容に応じて定める額	都度

(子どもの区分ごとの利用定員)

第10条 本園の利用定員は、1号認定子ども210人とする。

(利用の開始)

第11条 本園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては、保護者が本園に直接申し込むものとする。その際、保護者は幼稚園の教育方針を理解し、その教育保育活動に協力する態勢を整えて、幼稚園所定の手続きを経なければならない。

2 本園は、本園の入園資格を満たす支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒まないものとする。

3 利用の申込みのあった1号認定子どもと、現に本園を利用している1号認定子どもの総数が1号認定の子どもの利用定員の総数を超える場合については、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している家庭は、優先して入園させる
- (2) 卒園児の家庭は、前号に続いて入園させる
- (3) その他の者は先着順により入園させる

(退園及び転園)

第12条 本園を退園又は転園しようとするときは、その理由を付して保護者から園長に願い出なければならないものとする。

2 本園において、次のいずれかに該当する場合は、園長は退園を命ずることができるものとする。

- (1) 当該園児が病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼす恐れのある場合
- (2) 当該園児の保護者が正当な理由がなく、納付金や実費費用等を未納又は3ヶ月間滞納した場

合

- (3) 園長が、本園と当該園児の保護者との間で信頼関係を築けないと判断した場合
- (4) その他特別な事情がある場合

(休園)

第 13 条 本園において、園長は、病気その他やむを得ない理由により引続き 1 月以上欠席を要すると認められた者が休園を願い出た場合は、1 年以内を限りに休園を許可することができものとする。ただし、休園は月単位とする。

- 2 園長は、教育上必要と認めたときは 1 年以内を限り休園を命ずることができるものとする。

(利用の終了)

第 14 条 本園は、次に掲げる場合に、教育の提供を終了するものとする。

- (1) 1 号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき
 - (2) 利用子どもの保護者から本園の利用に係わる取消しの申し出があったとき
 - (3) 利用子どもの保護者が利用の基準に該当しなくなったとき
 - (4) その他、利用継続について重大な支障又は困難が生じたとき
- 2 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(緊急時における対応方法)

第 15 条 本園の教職員は、教育保育の提供を行っているときに園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 園児に対する教育保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 本園は、非常災害に備えて、園児の安全を確保するための具体的な計画等を作成することとする。

- 2 本園は、前項の計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、それらを教職員に周知するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 17 条 本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止のため、教職員に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等への対応)

第 18 条 本園は、利用者からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情対策担当者を置き、苦情等に対して適切な措置を講じる。

- 2 苦情等を受けた際には、速やかに事実関係を調査するとともに、苦情申し出者との話し合いによる解決に努める。また、その結果を受けて必要な改善を行う。
- 3 前項の方法により解決が見いだせない場合は、本園の顧問弁護士に相談し解決に努める。

(秘密保持)

第 19 条 本園教職員は、正当な理由がなく、その職務上知り得た園児及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 教職員の身分を解かれた後も引き続きこれらの情報を保持するものとする。

(教育保育の質の評価)

第 20 条 本園は、教育保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育保育の質の向上を目指す。

2 教諭の自己評価については毎年度末までに実施し、その評価については結果を公表する。

3 学校関係者評価についても、その結果を公表する。

(雑 則)

第 21 条 この運営規程の実施に関し必要がある場合は、園長が別に細則を定める。

附 則

この運営規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。